

県外医療機関で妊婦健診を受けている方へ

「妊婦一般健康診査」 県外医療機関受診分助成制度のお知らせ

伊賀市では、県外医療機関で受診した妊婦健診については、受診毎に一旦費用をお支払いいただき、後日申請書を提出していただくことにより費用を助成しています。

市発行の妊婦一般健康診査受診票（母子手帳発行時にお渡しした「母子保健のしおり」）は県内医療機関のみでの使用となっており、県外の医療機関では使用できません。

1 対 象 県外医療機関・助産所で妊婦健診を受けた伊賀市に住所を有する妊婦
（受診日に伊賀市に住民票がある方）

2 助成内容

	令和7年3月31日以前 発行分の受診	令和7年4月以降 発行分の受診
回数	助成限度額	助成限度額
1回目	23,910円	23,910円
6回目	17,870円	17,830円
8回目	7,590円	7,610円
11回目	13,220円	13,270円
2回目～5回目 7・9回目	5,160円	5,180円
10回目・ 12回目～14回目	5,060円	5,080円

●未使用回数分の妊婦健診について、県内医療機関・助産所で妊婦健診受診票を利用して受診した場合と同等の金額を助成します。（妊娠1回につき14回まで）

投薬代等の保険診療については、助成対象外となります。

●健診費用（実額）と助成限度額のいずれか少ない額を助成額とします。

●妊娠届出後（母子保健のしおりをもらってから）の妊婦健診が対象になります。
出産費用や出産後の健診等は対象外になります。

●助産所での受診分については、2～5・7・9・10・12～14回目のみの助成になります。

3 申請期日 最後に妊婦健診を受けた日から1年以内

4 提出書類 ①妊婦一般健康診査助成申請書（別紙様式）
②妊婦健診受診費用領収書（妊婦氏名、病院名、領収印のあるもの）
＊領収書の診療明細書があればご持参ください。
③未使用の妊婦一般健康診査受診票（母子保健のしおり）

5 申請先 伊賀市役所 こどもの育ち支援課（本庁舎2階）

【問い合わせ先】 伊賀市役所 こどもの育ち支援課

TEL：41-1556

FAX：22-9646